

下福田中学校 いじめ防止基本方針

2022年

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為です。

すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくことが求められています。

学校、家庭、地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはなりません。

下福田中学校では、「いじめは絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させます。

いじめ防止のためには、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることが大切です。そのためには、全ての生徒にとって「おもしろい授業」の実践に努めます。

また、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、アンケート調査や個人面談等を通して、子どもの悩みや保護者の不安を積極的に受け止められるよう、日頃からの信頼関係の構築に努めます。

さらに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たります。

<重点事項>

「いじめ」の解消に向けた取り組み

<今年度のテーマ>

いかに早期にいじめを発見し、具体的な指導に結びつけるか
いじめを許さない人間関係作り

いじめの定義

いじめ防止対策推進法2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること

③A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

④当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意すること。

《いじめの未然防止》

①豊かな心をはぐくむ道德教育の推進

- ・生徒の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道德教育や人権教育及び体験活動等の充実を図る。

②教員と生徒、家庭との信頼関係構築

- ・予防的な教育や治療的な教育の充実に努め、早期にいじめを発見し、具体的な指導に結びつけることで、生徒や保護者の信頼や理解を得る。また、保護者や地域への発信力を充実させる。なお、必要であれば、当該の生徒・保護者に対しては医療的あるいは福祉的な支援等につなげる。

③指導力向上のための研修会

- ・校内研究で推進している「学習の集団づくり」を通して、他者を尊重する姿勢を育て、いじめを許さない人間関係づくりに重ねて生かす。

④地域連携の推進

- ・地域との連携を図り、生徒の心の育成につなげていく。地域の美化作業、地域クリーン作戦等に取り組み、地域の方との交流を深める。

⑤自己肯定感につながる学校行事、体験活動の推進

- ・集団的な達成感の質を深めるために、行事や体験活動の見直しや研究・検討を推進する。

⑥生徒が主体となった取り組み

- ・生徒会活動を充実させ、他者との関わりを深め、自己有用感を醸成する。

⑦いじめに関する調査研究の実施

- ・学校・学年独自の生活調査の分析及び、学級づくりや学びの集団の研究・検討を重ね、組織力を高め生徒集団の課題の解決や個の支援に生かす。

⑧いじめ問題の正しい理解の普及啓発

- ・国・県・市の対応マニュアル等を用いて校内研修を実施し教職員の啓発に努め、校内研修を通していじめ問題の正しい理解に努める。

《早期発見》

■児童・生徒のささいな変化に気づくような見守り

- ・子どもの課題を把握し、学級や部活動等の集団の中で必要な生活指導を推進する。また、子どもの生活や学習の背景となる世界へのアプローチの仕方を教職員が身につけて、より細かい見守りにつなげる。

■速やかな情報の共有化

- ・生徒指導連絡協議会(週1) 自立支援部連絡会(週1) 学年会議(隔週1) 職員会議(月1)を通して、生徒の課題を速やかに共有する。併せて子どもの生活や学習の中の課題の「何を」、「どのよう」につなげていくかなど、教職員が子どもの課題をすくい上げるための共通の基盤づくりを推進する。

■アンケートの活用(9月、学校独自で学期ごとの教育相談週間前アンケート)

- ・いじめの発見アンケートにより実態の把握を進め、教育相談や日常の見取りにつなげる。
- ・情報活用として、学年・生徒指導連絡協議会・部活顧問・保健室等との連携のために情報を共有する。

■面談の活用(教育相談 各学期の始めに行う)

- ・定期的な面談を通して生活や学習の見直しを指導し、適切な習慣化を促す。また、チャンス指導的な面談を通して日常の見取りを図る。

■地域や関係機関との連携

- ・地域(民生児童委員、青少年指導員、青少年相談員等)が主催する各地域活動や情報交換会で情報の共有を図る。

■インターネットなどを利用したいじめへの対応

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラル教室等を行う。
- ・ラインなどの書き込みの削除については、教育委員会(教育研究所)及び専門委託業者と連携して早期の解決を図る。

《早期対応》

■被害者を守りぬく姿勢

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

■校内組織による迅速な対応

- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

■関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

《教育相談体制》

■教育相談（各学期ごと）三者面談（7月と12月）、部活保護者会等（随時）

- ・定例の担任との教育相談以外に、SC、不登校支援員による新入生との教育相談体制を確立するために、給食時のランチミーティングを給食班ごとに、生徒全員と行う。担任とは4月、9月、1月に生活面、学習面を中心に個別面談を実施する。また、12月には保護者も交えて、家庭での様子や授業の様子などを中心に、全学年で三者面談を実施する。なお、部活動においても4月及び部活の実態に応じて、部活顧問と保護者全体とで実施する。状況によっては個別でも行う。

■相談室の活用

- ・いじめ等により長期間教室に入れない生徒を中心に、「はげみ」での学習時間割を作成し、生徒の自主性の上に立って集団の学びへと向かわせる指導をめざす。
- ・学級だより・学年だよりで、SCや不登校支援員においては「はげみ通信」（相談室）等で保護者や生徒に情報の発信をする。
- ・教育相談COを窓口にするなど相談室の使用ルールを設け、緊急時にも対応できるよう多角的な機能性を維持する。

■教育相談窓口の周知徹底

- ・担任においては学級だより・学年だよりで、SCや不登校支援員においては「はげみ通信」（相談室）等で保護者や生徒に情報の発信をする。

《生徒指導体制》

■生徒指導連絡協議会（毎週水曜1校時） 支援教育連絡会（毎週金曜1校時）

■いじめ防止対策会議

- ・メンバー@SC、CO、養教、不登校支援員、学校生徒指導担、学年担当、管理職
- ・開催@月1回を定例会とし、いじめ事案発生時には緊急開催もある。
- ・内容@いじめ事案への対応や、いじめ問題に関する生徒の理解を深めることについての推進。

■ケース会議

- ・週1回の支援教育連絡会及び生徒指導連絡協議会の両方で主催し、それぞれのケースに応じて開催する。
- ・必要があれば外部機関とのケース会議で情報や課題を共有し、役割と分担を決め支援方針を確立する。

《校内研修》

■いじめ問題に係る点検の実施

- ・校内研修や実際の事例を通してみると次の2点が課題。
 - ②子どもの成長に関する課題を整理する力を教職員がつける必要がある。
 - ③いじめに至る前の予防的な取り組み(セーフティーネット)の基盤づくりが必要である。
- ・以上の2点を点検項目として、浮かび上がってきた個々の生徒の課題を整理して、実際の分掌からの組織的アプローチの改革・改善を図ることとする。

■取り組みの振り返り

- ・校内研修を通して次の2点について振り返ることとする。
 - ①いかに早期にいじめを発見し、具体的な指導に結びつけられたか。
 - ②いじめを許さない人間関係作りが達成できたか。
- ・成果と今後に向けて
 - ①個々のケースは解決を見ているが、「いじめはいつでも起きる」という感覚の維持
 - ②いじめを許さない人間関係作りについて
 - ③職員の研修機会の精選

《重大事態への対処》

■教育委員会への報告

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。
 - ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導室に速やかに報告する。
 - ②必要があれば教育委員会指導室と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④速やかに、当該児童等に係るいじめの事実を「いじめに関する報告書」にて教育委員会指導室に報告する。

■当該調査への協力

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

令和4年度大和市立下福田中学校いじめ対応フローチャート

学 校

日常的な取り組み

- ・いじめを許さない集団づくり
- ・心のアンテナを高くし丁寧な観察
- ・面談やアンケートの実施
- ・学校・家庭・地域の連携推進

いじめの気づき・発見・訴え

校内対策チームによる迅速な対応

- 担任・学年主任
生徒指導担当（小田）
教育相談CD（長井）
養護教諭（田邊）

正確な事実確認

子どもからの聞き取り
家庭・地域との連携



全職員への報告

正確な情報と現状認識
の共有化

校長
溝口・教頭
西澤

ケースにより、取材対応の窓口の一本化について校内で確認、指導室とも連絡を取り合う

- ・加害生徒への指導
- ・被害生徒・保護者への謝罪の場を設定

- ・被害を受けた児童生徒の心のケアに留意
- ・いじめを繰り返さないための配慮や見守り
- ・加害生徒の新しいスタートを支援
- ・継続した丁寧な指導

教育委員会の取り組み

- ・研修会、担当者会、フォーラム等の中で、いじめのない学校づくりを推進
- ・いじめに関する調査と状況把握
- ・保護者、教員からの相談窓口を設置し、相談を受けて対応
- ・必要に応じてメッセージ等を発信

関係機関

指導室

- ・学校からの報告、家庭からの相談を受け、学校と家庭の調整。
- ・必要に応じて指導主事を派遣
- ・当該校の指導体制、事案の経過確認、および指導助言。関係機関と連絡調整
- ・状況によっては出席停止の措置検討。
- ・STOP itの相談窓口

青少年相談室

- ・相談員によるカウンセリング
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援
- ・心理診断等

警察

- ・学校と警察との連携制度活用
- ・事件相談
- ・被害届の受理と対応
- ・少年相談・保護センターでの相談・指導

児童相談所・すくすく子育て課（家こ相）

- ・家庭、本人の相談、支援

医療機関

- ・医療ケアの実施とアドバイス
- ・心理診断やカウンセリング

状況により、関係機関によるスクールサポートチームを編成し、学校に派遣する。

連携